

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん

介護保険

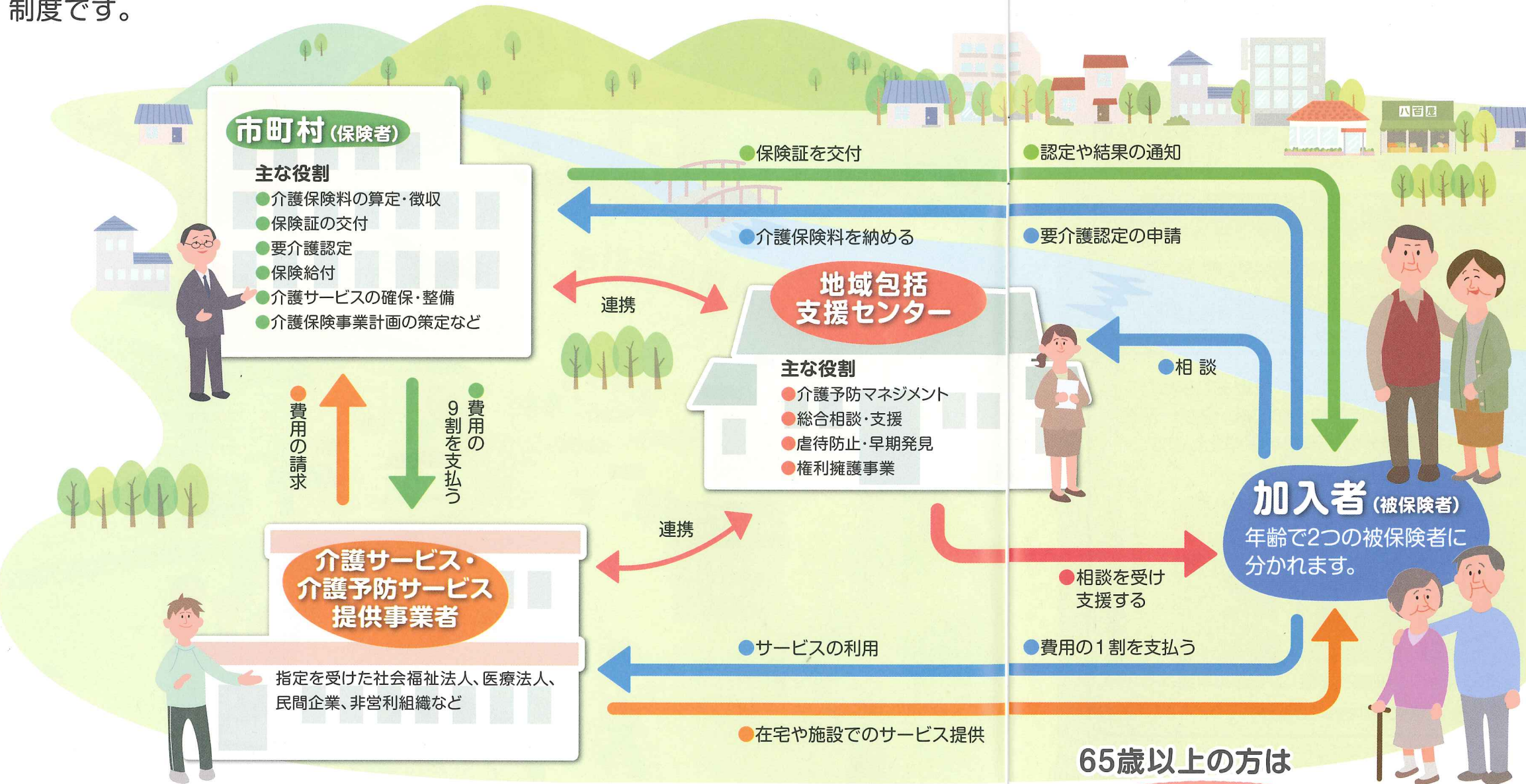
わかりやすい利用の手引き



洲本市

住み慣れた地域でいつまでも 元気に

介護保険は市町村が運営し、40歳以上の方が加入します。
地域包括支援センターが中核となって、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。



40～64歳の方は 第2号被保険者

介護保険で対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。
(交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。)

※介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

介護保険料について

加入している医療保険の算定方式により決まります。

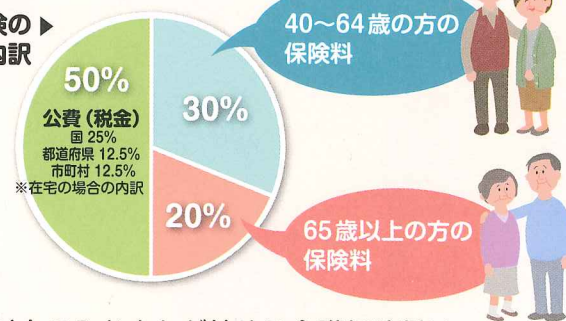
地域包括支援センターとはどんなところ？

地域の高齢者の心身の健康と生活の向上のために、必要な支援を総合的に行う機関です。相談を幅広く受け付け、医療機関や行政機関等と協力して、高齢者一人ひとりをサポートします。

主にどんなことをするの？

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する総合的な相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

介護保険の財源の内訳



40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

65歳以上の方は

第1号被保険者

介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

(要介護認定→6～7ページ)

介護が必要となった原因は問われません。

介護保険料について

市町村の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。

納め方は、受給している年金の額によって、年金から天引きになる「特別徴収」と、納付書で各自納める「普通徴収」の2通りに分かれます。

※詳しくは、裏表紙をご覧ください

介護保険の保険証

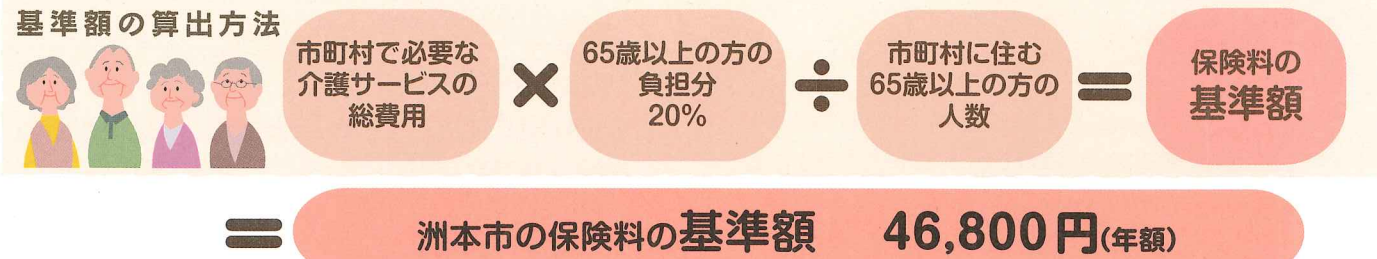
- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる月に交付されます。
- 保険証が必要なとき
 - ・要介護認定を申請するとき
 - ・サービスを利用するとき など



みなさんが納める保険料で介護保険を支えています

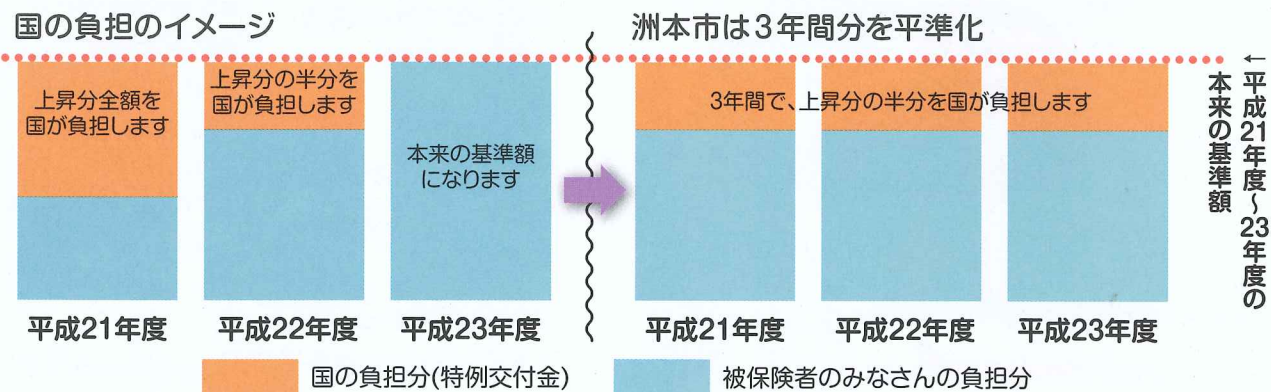
65歳以上の方の保険料の決め方

65歳以上の方の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。



この基準額をもとに、所得によって8段階に分かれます。

平成21年度から、介護従事者の処遇を改善するために、介護サービス費用が改定されました。改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、21年度・22年度については、国が一部を段階的に負担し、被保険者の負担を軽減します。洲本市は3年間分の基準額を平準化します。



介護保険料 Q&A

Q 住んでいる市町村によって保険料額が違うのはなぜですか？

A 介護保険料は、介護保険のサービスにかかる市町村ごとの総費用をもとに決まります。介護サービスの種類を多くしたり、施設を多く設置するなど、介護サービスを手厚くしている市町村はそれだけ費用がかかりますので、保険料も高くなる傾向にあります。

Q サービスを利用しなくても保険料は納めるの？ 納めた保険料は返してもらえますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。ですから、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者*1で、世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額 ×0.5	23,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額*2と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.5	23,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	35,100円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、上記に該当しない方	基準額 ×0.9 基準額 ×1.0	42,120円 46,800円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.13	52,884円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	58,500円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.5	70,200円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 ×1.75	81,900円

*1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です
*2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です

！ 保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

<p>1年間滞納した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更) 	<p>サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません(9割相当分は後で市町村から払い戻されます)。</p>	<p>1年6カ月間滞納した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険給付の一時差し止め 差し止め額から滞納保険料を控除 	<p>市町村から払い戻されるはずの給付費(9割相当分)の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。</p>	<p>2年以上滞納した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担の引き上げ 高額介護サービス費の支給停止 	<p>介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。</p>
--	---	---	--	---	---

介護保険の利用には 申請が必要です

① 申請する

申請の窓口は洲本市の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます。)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- 申請書
(洲本市の窓口にあります。)
- 介護保険の保険証
(40~64歳の方は健康保険の保険証が必要です。)

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

② 要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●訪問調査

洲本市の担当職員などがご自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

※平成21年度から、質問項目が82項目から74項目に減り、煩雑さが軽減されました

●主治医の意見書

洲本市の依頼により主治医が意見書を作成します。

※洲本市が取り寄せますので本人が提出する必要はありません
※主治医がいない方は洲本市が紹介する医師の診断を受けます

●一次判定

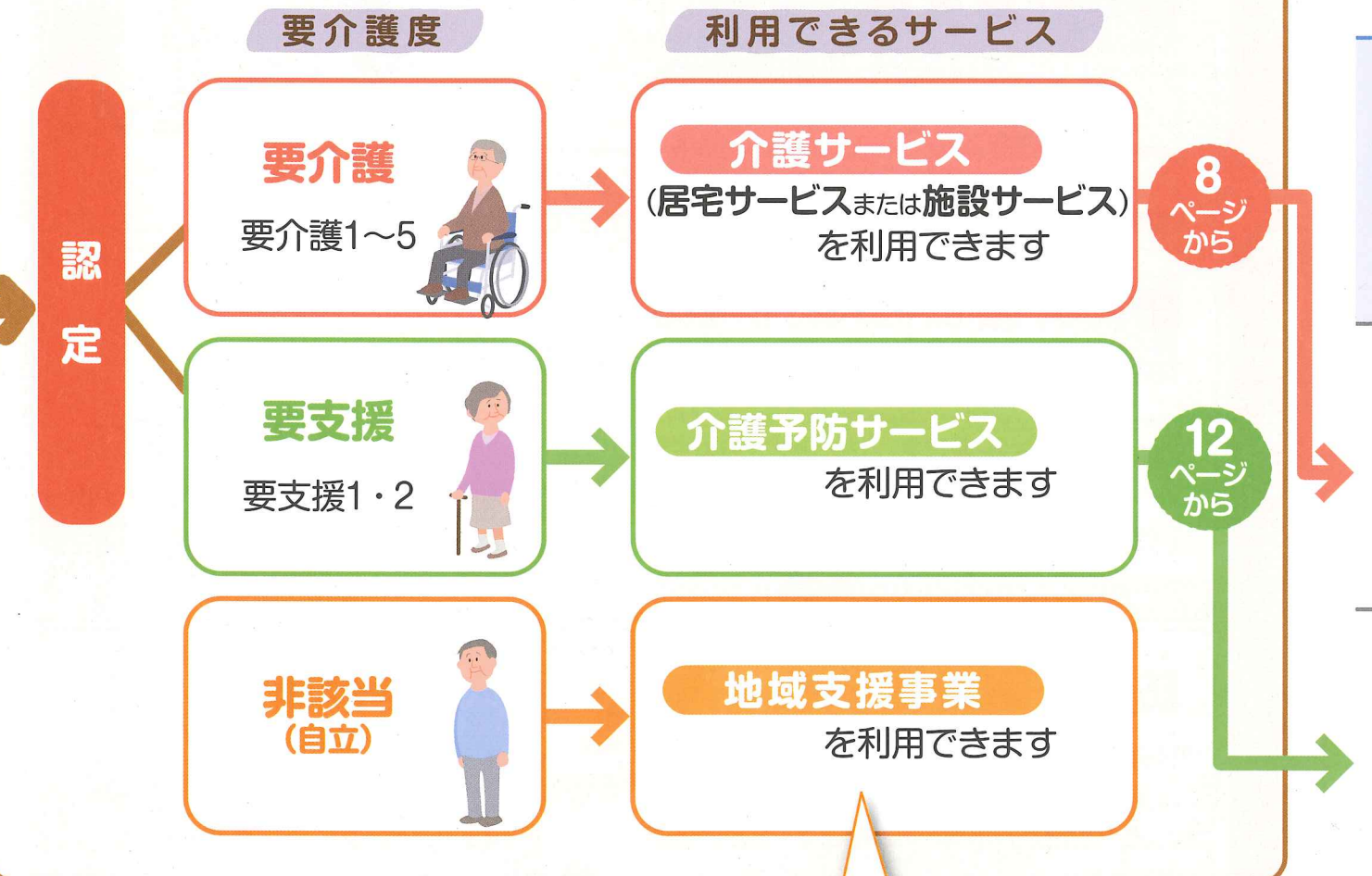
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。(平成21年度から一次判定ソフトが変更になりました。)

●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

③ 結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。



地域支援事業の介護予防サービスは対象者によって2種類

元気な高齢者が対象

介護予防一般高齢者施策

健康づくりや介護予防に関する各種講習会を開くなどして、いつまでも元気でいられるようアドバイスをします。



特定高齢者が対象

介護予防特定高齢者施策

生活機能評価の結果などをもとに、**今後要支援・要介護状態になる可能性の高い方(特定高齢者)**を地域包括支援センターで選定します。



対象者の方は、地域包括支援センターの職員と相談しながら目標を決め、計画にそってサービスを利用します。



介護予防サービスの例

運動器の機能向上

- ストレッチ
 - 筋力トレーニング
 - 有酸素運動
 - バランストレーニング
- などの指導や、運動に関する相談受け付け



栄養改善

栄養改善のための、食材の選び方や調理方法などに関する指導や、相談受け付け



口腔機能の向上

- 口の中や義歯の手入れ方法
- 味覚障害や気道感染の予防法
- 咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導



閉じこもり、うつ、認知症の予防

- 運動や機能訓練などの各種教室への参加呼びかけ
- うつ、認知症の治療の必要性の確認



●詳しくは16・17ページ

介護サービス(居宅)の種類と費用のめやす

在宅で利用するサービスを中心に、「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

相談

居宅介護支援

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。



ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額を介護保険で負担します。)

自宅を訪問してもらう

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

- 〈身体介護中心〉
 - 食事、入浴、排せつのお世話
 - 通院の付き添い など
- 〈生活援助中心〉
 - 住居の掃除、洗濯、買い物
 - 食事の準備、調理 など



自己負担(1割)のめやす
【30分～1時間未満の場合】

身体介護中心	402円
生活援助中心	229円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります

訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。



自己負担(1割)のめやす

1回	1250円
----	-------

訪問リハビリテーション

リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。



自己負担(1割)のめやす
【20分の場合】

1回	305円
----	------

医師の指導のもとで

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

自己負担(1割)のめやす【在宅の利用者の場合】

医師・歯科医師の場合(月2回まで)	500円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	550円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	500円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	350円

医師の指導のもとで

訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。



自己負担(1割)のめやす
【30分～1時間未満の場合】

病院・診療所から	550円
訪問看護ステーションから	830円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります

施設に通う

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで行われます。

- 個別機能訓練
- 栄養改善
- 口腔機能向上
などのメニューを選べます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設/6～8時間未満の場合】

要介護 1	677円
要介護 5	1125円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます
・個別機能訓練 27円/1日
・栄養改善 150円/1回
・口腔機能向上 150円/1回 など

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

- 栄養改善
- 口腔機能向上
などのメニューを選べます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設/6～8時間未満の場合】

要介護 1	688円
要介護 5	1303円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます
・栄養改善 150円/1回
・口腔機能向上 150円/1回 など

短期間施設に泊まる

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	621円	703円	721円
要介護 5	903円	985円	993円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	746円	845円	848円
要介護 5	955円	1054円	1057円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります

施設に入って利用する居宅サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	571円
要介護 5	851円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります

介護サービス(居宅)の種類と費用のめやす

環境を整える

ふくし ようぐ たいよ

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

※要支援1・2の方、要介護1の方は、⑦~⑩の品目のみ利用できます

次の12種類が貸し出しの対象となります。

- | | | |
|--------------------------------------|------------------------|---|
| ① 車いす | ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑩ 認知症老人徘徊感知機器 (離床センサーを含む) |
| ② 車いす付属品 (クッション、電動補助装置等) | ⑥ 体位変換器 (起き上がり補助装置を含む) | ⑪ 移動用リフト (立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) ※つり具の部分を除く |
| ③ 特殊寝台 | ⑦ 手すり | |
| ④ 特殊寝台付属品 (サイドレール、マットレス、スライディングボード等) | ⑧ スロープ | |
| | ⑨ 歩行器 | |
| | ⑫ 歩行補助つえ (松葉づえ・多点つえ等) | |



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割を自己負担します。(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。)

とく てい ふくし ようぐ こうにゅう

特定福祉用具購入 (介護予防福祉用具購入)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください

支給の対象は、次の5種類です。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ① 腰掛便座 | ④ 簡易浴槽 |
| ② 特殊尿器(自動排せつ処理装置を含む) | ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 |
| ③ 入浴補助用具 (入浴用いす、入浴用介助ベルト等) | |



年間10万円までが限度でその1割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

きょ たく かい こ じゅうたく かい しゅう

居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1割)

●工事の前に保険給付の対象となるかなどを、ケアマネジャーが市町村の窓口にご相談しましょう

支給の対象となる工事

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ① 手すりの取り付け | ④ 引き戸等への扉の取り替え |
| ② 段差の解消 | ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え |
| ③ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更 | ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事 |

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は市町村の住民に限定され、市町村が事業者の指定や監督を行います。

※サービスの種類、内容などは市町村によって異なります

しょうき ぼ た き のう がた きょたく かい こ

小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」「短期間の宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援が受けられます。(19ページもあわせてご覧ください)

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ※要支援1の方は利用できません

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



介護サービス(施設)の種類と費用のめやす

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。この中から入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※要支援の方は施設サービスは利用できません

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります

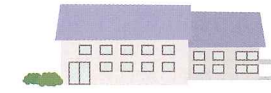
生活介護が中心

介護老人福祉施設

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	約1万7670円	約1万9530円	約2万 70円
要介護 5	約2万6130円	約2万7990円	約2万8230円



介護やリハビリが中心

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	約2万2020円	約2万4390円	約2万4480円
要介護 5	約2万8290円	約3万 660円	約3万 750円



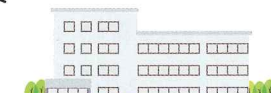
医療が中心

介護療養型医療施設

病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	約2万 490円	約2万3820円	約2万3910円
要介護 5	約3万6690円	約4万 20円	約4万 110円



※平成23年度末までに廃止予定

夜間対応型訪問介護

※要支援の方は利用できません

夜間に定期的にヘルパーが巡回する訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間態勢の訪問介護があります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※要支援の方は利用できません

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

※要支援の方は利用できません

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

相談

介護予防支援

地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。

介護予防ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額を介護保険で負担します。)



自宅を訪問してもらう

介護予防訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、調理や掃除などを利用者といっしょに行い、利用者が自分でできることが増えるよう支援します。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度の利用	1234円
週2回程度の利用	2468円

※上表の回数を超える利用は、要支援2の方に限ります(1カ月4010円)

介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。

自己負担(1割)のめやす

1回	854円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。



自己負担(1割)のめやす
[20分の場合]

1回	305円
----	------

医師の指導のもとで

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

自己負担(1割)のめやす【在宅の利用者の場合】

医師・歯科医師の場合(月2回まで)	500円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	550円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	500円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	350円

医師の指導のもとで

介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。



自己負担(1割)のめやす
【30分~1時間未満の場合】

病院・診療所から	550円
訪問看護ステーションから	830円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります

施設に通う

介護予防通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が日帰りで受けられます。

- 運動器機能向上
 - 栄養改善
 - 口腔機能向上
- などのメニューを選べます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2226円
要支援 2	4353円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます
 ・運動器機能向上 225円/月
 ・栄養改善 150円/月
 ・口腔機能向上 150円/月 など

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

- 運動器機能向上
 - 栄養改善
 - 口腔機能向上
- などのメニューを選べます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2496円
要支援 2	4880円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます
 ・運動器機能向上 225円/月
 ・栄養改善 150円/月
 ・口腔機能向上 150円/月 など

短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要支援 1	464円	514円	540円
要支援 2	577円	633円	671円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります
 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要支援 1	572円	631円	638円
要支援 2	712円	785円	794円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります
 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります

施設に入って利用する
居宅サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	203円
要支援 2	469円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります

サービスを利用したら 費用の1割を支払います

在宅でサービスを利用したとき

介護サービスの居宅サービス・介護予防サービスには、要介護度ごとに、月々に利用できる金額に上限が設けられています。(下表)限度額の範囲内でサービスを利用したときは自己負担は1割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担になります。

サービスの利用限度額(1カ月)

要介護度	利用限度額(1カ月)	自己負担(1割)
要支援 1	4万9700円	4970円
要支援 2	10万4000円	1万 400円
要介護 1	16万5800円	1万6580円
要介護 2	19万4800円	1万9480円
要介護 3	26万7500円	2万6750円
要介護 4	30万6000円	3万 600円
要介護 5	35万8300円	3万5830円

★施設や住宅に入所して利用するサービスは、左記の限度額に含まれません。

★次のサービスは、左記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。

- 特定福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)
…………… 年間10万円<自己負担 年間1万円>
- 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)
…………… 20万円(同一住宅)<自己負担 2万円>
- 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)
…………… 医師・歯科医師が行う場合は1カ月1万円(月2回まで)<自己負担 1000円> など

施設サービスを利用したとき

施設サービスを利用したときは、施設サービス費の1割に加え、居住費・食費・日常生活費が自己負担となります。



所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります(特定入所者介護サービス費)

低所得の方の負担を軽減するために、所得に応じて食費と居住費に自己負担限度額が設けられています。限度額を超えた分は、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。

※「特定入所者介護サービス費」の給付を受けるには申請が必要です

居住費・食費の自己負担限度額(日額)

区分	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
●生活保護受給者の方等 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	490円 (420円)	320円	820円	490円	390円
世帯全員が市町村民税非課税で、上記に該当しない方	1310円 (820円)	320円	1640円	1310円	650円

※従来型個室の()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です

1割の自己負担が高額になったとき(高額介護サービス費)

同じ月に利用したサービスの1割の利用者負担の合計が高額になり、ある一定額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなるしくみになっています。

※給付を受けるには、申請が必要です

※同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の1割の利用者負担を合計します

自己負担が大きくなったらどうなるの…?



自己負担の限度額(月額)

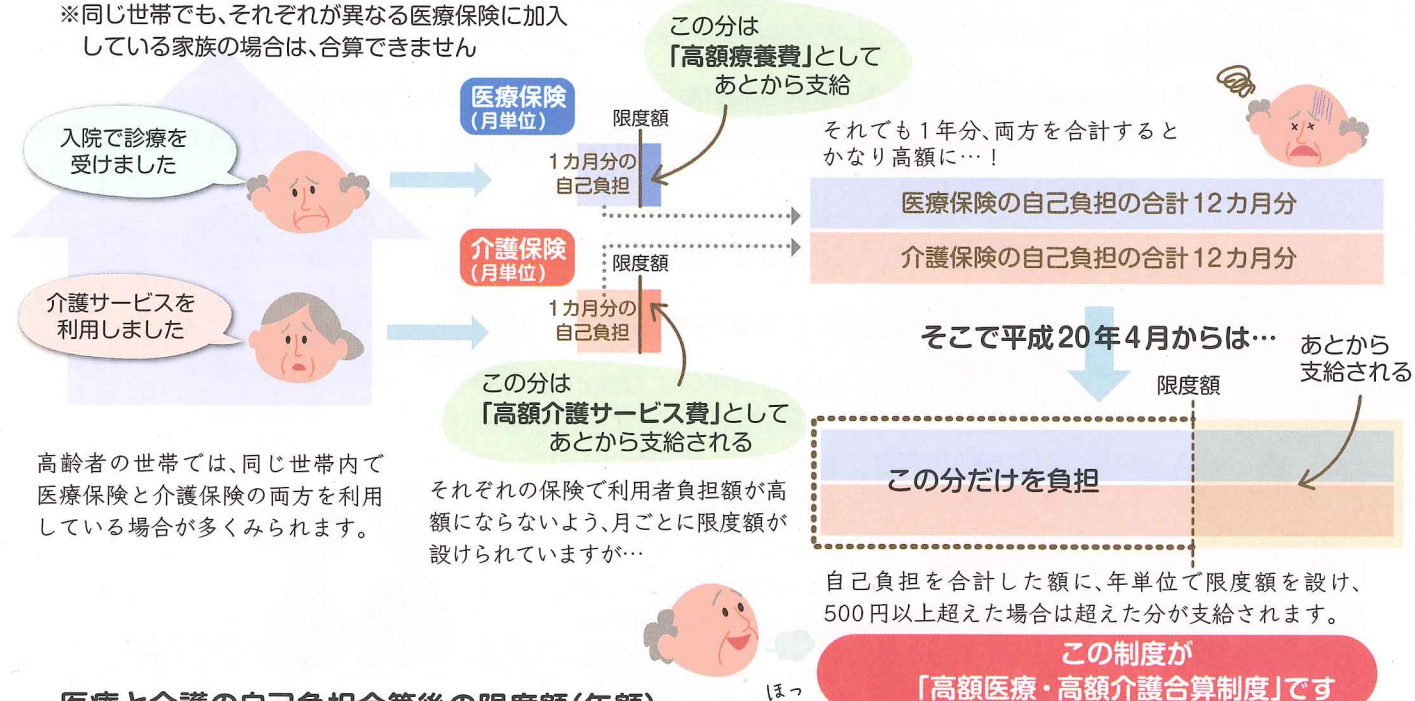
区分	世帯の限度額	個人の限度額
生活保護の受給者の方等	1万5000円	1万5000円
世帯全員が市町村民税非課税で	高齢福祉年金受給者の方	1万5000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	1万5000円
市町村民税課税世帯の方	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	2万4600円
		2万4600円
市町村民税課税世帯の方	3万7200円	3万7200円

※このほか、社会福祉法人等が運営主体となっている各種サービスについては、法人等が利用者負担を軽減した場合、国や市がその費用の一部を補う仕組みがあります。詳しくは介護保険課までお問い合わせください

「高額医療・高額介護合算制度」って何?

国保同士など同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険の両方で自己負担があった場合、医療と介護の両方を合わせた自己負担が、決められた限度額を500円以上超えた場合、申請をすると超えた分が支給され、負担が軽くなる制度です。

※同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は、合算できません



高齢者の世帯では、同じ世帯内で医療保険と介護保険の両方を利用している場合が多くみられます。

それぞれの保険で利用者負担額が高額にならないよう、月ごとに限度額が設けられていますが…

自己負担を合計した額に、年単位で限度額を設け、500円以上超えた場合は超えた分が支給されます。

この制度が「高額医療・高額介護合算制度」です

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

区分	後期高齢者医療制度+介護保険(75歳以上の方)	医療保険+介護保険(70~74歳の方)	医療保険+介護保険(70歳未満の方)
現役並み所得者(課税所得145万円以上の方)	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般(市町村民税課税世帯の方)	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者(市町村民税非課税世帯の方)	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
	世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円(25万円)	19万円(25万円)

※計算期間は、毎年8月から翌年7月までの12カ月間です

※ただし、施行初年度は平成20年4月から平成21年7月までの16カ月間になり、上表の()内の金額になります

洲本市の地域支援事業 (介護予防サービス)

介護予防事業

いきいき塾

- 内容**
- 運動器の機能向上プログラム
 - 栄養改善プログラム
 - 口腔機能の向上プログラム
 - その他のプログラム(閉じこもり、うつ、認知症)



筋力アップサークル

- 内容**
- 無理のない運動を生活の中に取り入れながら、生活習慣病コントロール、および活動性の維持ができるよう支援を行う(筋力アップ、バランスボール、ウォーキング、水中運動)



元気はつらつ教室 (65歳からの介護予防教室)

- 内容**
- 身近な地域での介護予防の拠点として、体の状態を確認し、これからの自分の生活を見直すきっかけとなるよう支援を行う(介護予防に関する知識・情報提供、転倒予防運動、音楽療法、口腔ケア)

フィジカル教室

- 内容**
- 整形外科的(骨格・筋肉・関節・神経等の運動器系統)に心配のある方に、専門職が身体機能チェックを行い、自身の体を見直すとともに、自分にあった運動を習得できるよう支援を行う

その他各種活動支援等

- 内容**
- 地域の活動、在宅認知症等の家族会への情報提供
 - 学習会等の活動支援



任意事業(その他事業)

成年後見制度利用支援事業

- 内容**
- 申し立てに要する経費や後見人等の報酬の助成



住宅改修支援事業

- 対象者**
- 高齢者向けに居室等の改良を希望する者

- 内容**
- 住宅の改良に関し、保健師、理学療法士、作業療法士等が利用対象者の居室を訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談、助言を行い、介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給に係る理由書を作成したものに助成等を行う



任意事業(家族介護支援事業)



認知症サポーター養成事業

- 内容**
- 認知症に関する正しい知識を持ち認知症の人や家族を温かく見守るサポーターの養成

徘徊高齢者家族支援サービス事業

- 対象者**
- 市内に在住する徘徊の見られる認知症の高齢者を介護している家族等

- 内容**
- 認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組みを活用して、その居場所を家族などに伝え、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する

家族介護手当支給事業

- 対象者**
- 要介護4・5と認定された者又は要介護4・5に相当すると認められ在宅生活を行う者。過去1年間介護保険サービスを受けていないこと(短期入所生活介護等を合わせて7日以内利用した場合は除く)

- 内容**
- 在宅高齢者を介護している家族に手当を支給することにより、介護者又は在宅高齢者の精神的・経済的負担を軽減し、在宅高齢者の福祉の向上を図る

在宅ねたきり老人等紙おむつ給付事業

- 対象者**
- 市内に在住する在宅ねたきり高齢者等で、6カ月以上常時おむつを必要とする者

- 内容**
- 在宅のねたきり高齢者・認知症高齢者・ねたきりの重度心身障害者のおむつ使用者に対して給付することにより、本人及び家族の負担を軽減し、福祉の増進に寄与する

任意事業(地域自立生活支援事業)

食の自立支援事業(配食サービス)

- 対象者**
- 市内に在住する65歳以上の高齢者等で、老衰・心身の障害及び疾病等により調理ができないか又は困難な者であり、かつ近隣に扶養義務者が居住していないか又は居住していても食事の提供が困難な者

- 内容**
- 住宅の援護を必要とするひとり暮らし高齢者等で、日常の食事の支度に支障をきたしている者に対し、配食サービスを提供するとともに安否確認もを行い、自立した生活と生活の質を確保するための支援



高齢者福祉タクシー利用料助成事業

- 対象者**
- 満75歳以上のひとり暮らしで、交通手段がなく市民税非課税で基準収入金額が120万円未満の者

- 内容**
- 日常生活における交通手段を確保するために、小型、中型タクシーの初乗り運賃相当額を助成する

ひとり暮らし老人入浴サービス事業

- 対象者**
- 市内に在住する満65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、入浴券の交付を希望する者

- 内容**
- ひとり暮らしの高齢者に対し、無料の入浴券を交付し、老人の保健衛生の向上と福祉の増進を図る



洲本市の高齢者福祉サービス

窓 洲本市 健康福祉部 介護福祉課 ☎ 0799-22-9333

※下記の事業については平成21年4月1日現在のものです。今後変更のある場合もあります。

高齢者の生活支援事業

軽度生活援助事業

- 対象者** ●市内に在住する65歳以上の世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する者。ただし、要支援、要介護認定を受けていない者
- 内容** ●日常生活上の援助が必要な者に対し、外出時の援助・食事・食材の確保・家屋内の整理・整頓等日常生活上必要な支援を実施



外出支援サービス事業

- 対象者** ●市内に在住するおおむね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病により車いすを利用している者で一般の交通機関を利用することが困難な者
- 内容** ●移送用車輛(リフト付き車輛等)により利用者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所等との間の送迎を行う

生きがい活動支援事業

いきいきデイサービス事業

- 対象者** ●市内に在住する65歳以上の者であって、介護保険の要介護認定において非該当と判定された者
- 内容** ●日常生活上の援助が必要な者に対し、教養講座、趣味活動、日常生活動作訓練等を実施

大野ひだまり館(生きがい活動支援センター)

- 対象者** ●高齢者等生きがい活動を支援する
- 内容** ●市民生活の安定と住民の健康増進を図るための拠点施設 ●多目的室・機能訓練室・調理室
開館時間/ 8時30分~17時15分



生活環境等支援事業

いきいき住宅助成事業(特別型・介護保険住宅改修併用)

- 対象者** ●60歳以上・身体障害者手帳の交付を受け、療育手帳の交付を受け、日常生活に支障のある高齢者並びに介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者
- 内容** ●高齢者及び障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備する



緊急通報装置貸与事業

- 対象者** ●おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者・ひとり暮らしの重度身体障害者等で市内に在住する者
- 内容** ●ひとり暮らしの高齢者等が急病や事故により緊急に援助を必要とする時、機器(ペンダント等)のボタンを押すと、緊急通報センターに通報され、近隣協力者の援助を得て、速やかに必要な措置が取られる仕組みとなっている

長寿祝金制度

- 対象者** ●毎年9月15日現在において、満77歳・満88歳・満99歳の者で市内に在住する者
- 内容** ●多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的とする

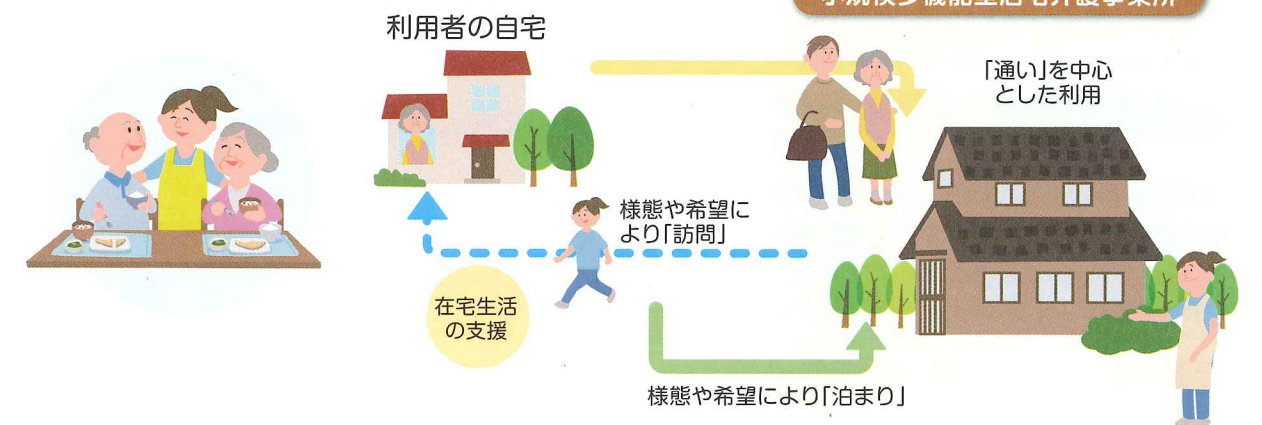
住み慣れた地域で暮らし続けたい

誰もが年をとっても、住み慣れた自宅や地域の中で家族や親しい人たちとともに、最後までその人らしい人生を送りたいと望んでいます。こういった願いを実現するために、「小規模多機能型居宅介護」が平成18年4月に介護保険の地域密着型サービスのひとつとして制度化されました。

複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護)



ご存知ですか?

1か月あたりの自己負担のめやす

要介護度	介護保険費用 (単位数×10円)	自己負担 (左記の一割)
要支援 1	4万4690円	4469円
要支援 2	7万9950円	7995円
要介護 1	11万4300円	1万1430円
要介護 2	16万3250円	1万6325円
要介護 3	23万2860円	2万3286円
要介護 4	25万5970円	2万5597円
要介護 5	28万1200円	2万8120円

各種加算

事業所によっては
 「初期加算/1日あたり*1」
 「認知症加算/1か月あたり*2」
 「サービス提供体制強化加算/1か月あたり*2」
 「看護職員配置加算/1か月あたり*2」
 「事業開始時支援加算/1か月あたり*2」
 などの各種加算があります。詳細については各事業所にお問い合わせください。

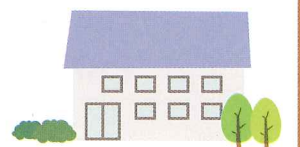


※1 初期加算は、登録した日から30日以内の期間
 ※2 該当する場合のみ

サービス費の他に、食費・宿泊費・日常生活費が加算されます。

市内の(予防含む)小規模多機能型居宅介護事業所

名称	住所	電話番号
生活支援ハウス楽笑庵	五色町鮎原西3-3	0799-32-1716
小規模多機能型居宅介護事業所 地域支援ハウスいちごの家・築地	栄町2丁目3-26	0799-23-1518
宇山たちばなプラス	宇山1丁目5-16	0799-22-9603
洲本小規模多機能型居宅介護事業所ラガール	大野608-15	0799-22-3366



平成21年4月1日現在

65歳以上の方の 保険料の納め方

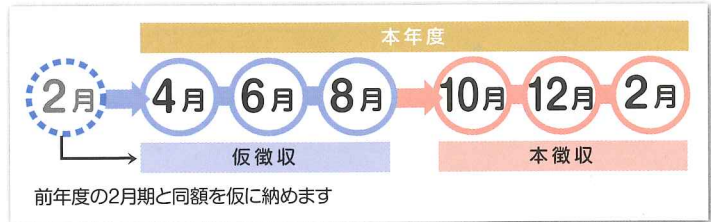
納め方は受給している年金*の額によって2通りに分かります

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**天引き**になります(特別徴収)

- 保険料の年額を、年金支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きします。

65歳以上の方の保険料は、7月頃に確定します。そのため、4月・6月・8月は、暫定的な額での徴収となります(これを仮徴収といいます)。通常は、前年度の2月期と同額ですが、1年間を通じて保険料額が均等となるよう、6月・8月の徴収額を調整することがあります。



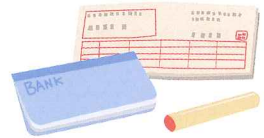
年金が年額**18万円未満**の方 → **納付書**で各自納めます(普通徴収)

- 保険料の年額を5回(期)に分けて納めます。市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。
※本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。(年度途中で65歳になったとき、年金が一時差し止めになったとき、所得の変更があったときなど)

普通徴収の納付月				
7月	8月	10月	12月	2月

介護保険料の口座振替が便利です

- 手続き**
- ① 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
 - ② 洲本市指定金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)または市役所保険課窓口でお手続きください。



Q 保険料はいつから納め始めるのですか?

- A** 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。
- 例 ● 8月1日が65歳の誕生日の方 → 7月分から納めます
 - 8月2日が65歳の誕生日の方 → 8月分から納めます



※年度途中で資格取得された方、転入された方は、その月から保険料を計算します。転出・死亡された方は、喪失された月の前月分まで計算します。

※年度途中で所得段階が変わった方は、それ以降の納期で調整されます。

介護保険全般のお問い合わせ

洲本市健康福祉館 (みなと元気館)

〒656-0027 洲本市港 2-26
洲本市 健康福祉部 介護福祉課
TEL.0799(22)9333
FAX.0799(26)0552

五色庁舎

〒656-1395 洲本市五色町都志 203
洲本市 五色総合事務所 窓口サービス課
TEL.0799(33)1922
FAX.0799(33)0222

地域包括支援センター

洲本市地域包括支援センター

洲本市健康福祉館内
TEL.0799(26)3120

ごしき地域包括支援センター

五色健康福祉総合センター内
TEL.0799(33)0503

介護保険料のお問い合わせ

〒656-8686 洲本市本町 3-4-10
洲本市 健康福祉部 保険課 保険料係
TEL.0799(22)3321